

令和4年台風15号

専門家による

予約不要・無料

生活なんでも相談

りさい
罹災証明書って
何に使えるの？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

浸水した家は
修理？解体？
何をしたら…

事業者向けの
支援は？

日時

令和4年10月 ~ 12月28日(水)

※ 期間の延長・短縮もあり得ます

平日 10:00~16:00

場所

清水区役所 4階

- ★ 葵区・駿河区の相談会場は終了しました
- ★ どなたでも(清水区以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

主催

静岡県災害対策士業連絡会

静岡県弁護士会

☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士団体加盟